事　務　連　絡
令和７年３月６日

各分娩取扱施設管理者
各産科施設管理者　様

松山市保健所長
（公印省略）

分娩取扱支援事業・小児医療施設支援事業、
地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）、地域連携周産期支援事業（産科施設）
に係る事業計画（活用意向調査）の提出について

平素は本市の医療行政に格別の御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて標記のことについて、愛媛県から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

標記事業を活用予定の分娩取扱施設及び産科施設は、「調査票※」を令和７年３月14日（金）までに、愛媛県にメールで提出が必要になりますので、愛媛県事務連絡をご覧いただき手続きをお願いいたします。

※調査票の様式は愛媛県ホームページからダウンロードいただきますようお願いします。

なお、現在、愛媛県が標記事業について準備を進めており、今後、申請方法等については県ホームページでお知らせすることとしています。

標記事業の活用予定の医療機関は、随時情報が更新されますので、御確認いただきますようお願いいたします。

※申請方法や追加の情報等について、今後、個別に文書での通知はしませんので、ご留意願います。

松山市保健所　医事薬事課
TEL　089-911-1865
FAX　089-923-6618

写

事　務　連　絡
令和７年３月３日

松山市保健所医事薬事課長　様

愛媛県保健福祉部健康衛生局
健康増進課長

分娩取扱支援事業・小児医療施設支援事業、
地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）、地域連携周産期支援事業（産科施設）
に係る事業計画（活用意向調査）の提出について

令和６年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施については、令和７年２月 26 日付け６医対第 877 号で医療対策課より管内の医療機関への周知を依頼しているところです。

このたび、標記事業について、厚生労働省から別添のとおり活用意向調査の提出依頼がありました。

つきましては、管内の分娩取扱施設（助産所を含む）及び産科施設に対して、別添事務連絡により御周知いただきますようお願いいたします。

（担当）
愛媛県保健福祉部健康衛生局
健康増進課　相原、山中
TEL　089-912-2405
FAX　089-912-2399

受付
第 1427 号
-7.3.04
松山市保健所
医事薬事課

事　務　連　絡
令和７年３月３日

各分娩取扱施設の長
各産科施設の長　様

愛媛県保健福祉部健康衛生局
健康増進課長

分娩取扱支援事業・小児医療施設支援事業、
地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）、地域連携周産期支援事業（産科施設）
に係る事業計画（活用意向調査）の提出について

平素より、県保健医療行政に格別のご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記事業について、厚生労働省から別添のとおり連絡があり、活用意向調査の提出依頼がありました。

つきましては、当事業を活用予定の医療機関におかれましては、別紙「調査票」を**令和７年３月１４日（金）までに下記メールアドレスまで提出**いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、当事業は、**国において、予算の範囲内での配分に基づき実施する予定とのことであり、国の方針によっては必ずしもご希望に添えない場合がありますが、活用意向調査の提出がない場合は、給付対象外となりますのでご留意ください。**

また、県において事業の準備をしているところであり、準備が整い次第、追ってご連絡いたします。

〇提出先メールアドレス：healthpro@pref.ehime.lg.jp
〇回答様式は、以下のページにも掲載しています。
https://www.pref.ehime.jp/page/103204.html

（担当）
愛媛県保健福祉部健康衛生局
健康増進課　相原、山中
TEL　089-912-2405
FAX　089-921-2399

事　務　連　絡
令和７年２月25日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業、
地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）、地域連携周産期支援事業（産科施設）
に係る事業計画（活用意向調査）の提出について

平素より、医療行政につきまして、格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

先般、「令和６年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和７年２月12日医政発0212第５号）をお示ししたところですが、分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業、地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）、地域連携周産期支援事業（産科施設）（以下「本事業」という。）について、別添１のとおり、本事業に係る概要やスケジュール等をとりまとめました。

各都道府県におかれましては、各医療機関への周知にあたりご活用いただくとともに、下記のとおり、医療機関からの事業計画（活用意向調査）をとりまとめの上、提出いただきますようお願いいたします。

国においては、事業計画（活用意向調査）の提出状況を踏まえて、予算の範囲内での配分を行うにあたって検討を行う予定としております。

なお、事業計画（活用意向調査）の提出がない場合には、給付対象外となりますのでご留意ください。

記

１　回答方法
別添２（回答様式）に記載の上、メールにて御回答願います。

２　回答期限
令和７年３月18日（火）17時

３　回答先
厚生労働省医政局医療経理室
E-mail: isei-kessan01@mhlw.go.jp

４　その他
報告いただく内容について、公表は予定しておりませんので、あらかじめ申し添えます。

【照会先】
厚生労働省医政局地域医療計画課 救急・周産期医療等対策室
代表 03-5253-1111　　直通 03-3595-2185
（内線）8048、4477、4121
E-mail: shusanki_iryou@mhlw.go.jp

【○出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援】
施策名：人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ
（産科・小児科医療確保事業）

令和6年度補正予算　55億円

医政局地域医療計画課
（内線8048）

① 施策の目的

地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保する

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		○

③ 施策の概要

- 特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援する
- 地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行う

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

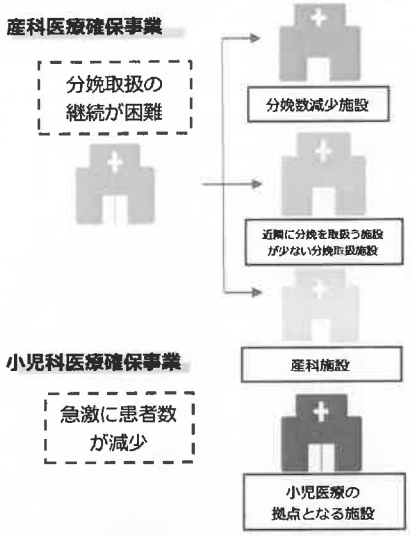

分娩数が減少している分娩取扱施設への支援　分娩取扱施設支援事業

- 急激に分娩数が減少している分娩取扱施設を支援する。

分娩取扱施設が少ない地域では分娩取扱を維持する　地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

- 分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための費用を支援する。
  地域の他施設の分娩取扱中止によって分娩取扱数が増加する場合に必要な費用を含む。

妊婦健診や産後健診による支援　地域連携周産期支援事業（産科施設）

- 妊婦健診を含む外来診療や産後ケアの提供を行うことで、近隣の分娩施設の負担軽減を目的として、必要な施設整備、設備整備に係る費用を支援する。

急激に患者数が減少している小児医療の拠点となる施設の支援　小児医療施設支援事業

- 急激に患者数が減少し、地域に不可欠な小児医療の拠点でありながら運営に影響を来している施設に係る費用を支援する。

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

出生数減少や少子化等の影響を受ける施設を支援することで、地域の周産期医療・小児医療の体制を確保する

分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

事業目的

特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援するとともに、地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保することを目的とする。

事業概要

分娩取扱数が減少している分娩取扱施設や、入院患者数が減少している小児医療の拠点となる施設について、経費相当分の給付金を支給する。

（支給額）	分娩取扱施設	病院・診療所	1施設あたり	2,500千円
		助産所	1施設あたり	1,000千円
	小児医療施設	小児科部門の病床１床あたり		25万円

（注）交付額は調整の上決定することもあり得る

支給対象

（支給対象）分娩取扱施設
- 令和５年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の３年間の平均を下回っている分娩取扱施設（※１）
- 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、地域連携周産期支援事業の交付をうける施設は対象外

（支給対象）小児医療施設
- 令和５年度における15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の３年間の平均を下回っている施設
- 下記のいずれか
  - ○小児中核病院（「小児医療の体制構築に係る指針」で規定）
  - ○小児救命救急センター（「救急医療対策事業実施要綱」で規定）
  - ○小児救急医療拠点病院（「救急医療対策事業実施要綱」で規定）
  - ○小児科を専門とする病院のうち、
    入院を要する二次救急医療機関としての機能・病床、夜間休日の診療体制を備え、他施設からの小児救急患者を受け入れている施設
- 収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は対象外

※１　令和６年度または令和７年度内（予定含む）に分娩取扱があった施設を対象とする予定。
　　分娩取扱の開始が平成29年度以降の場合には、開始時期に応じて比較する期間について別途対応。

※提出のあった事業計画を踏まえて、予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う

地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

事業目的

特に分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための運営に係る費用を支援することにより、分娩取扱機能を維持することを目的とする。

事業概要

分娩を取り扱う病院の数が１以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が２以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設（病院・診療所）に対して、経営の安定化を図るための支援を行う。

（支給額）運営費（※１）
基準額と、対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする（国1/2、都道府県1/2）

基準額		対象経費
１か所当たり ①分娩取扱期間　年間９月以上 ②分娩取扱期間　年間６月以上９月未満 ③分娩取扱期間　年間６月未満 （注）交付額は調整の上決定することもあり得る	 11,400千円 7,600千円 3,800千円	必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、諸謝金、社会保険料

支給対象

（支給対象）
- 当該年度において分娩を取り扱うこと。
- 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が１以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が２以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設
- 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や取組に関する計画を提出すること（※２）
- 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（産科施設）の交付をうける施設は対象外

※１　令和６年度の経費を対象とする予定。
※２　今後の分娩取扱の予定、他施設との連携の有無、都道府県との連携の有無について記載いただくもの。（別途様式あり）
　　分娩取扱を継続予定の施設が支給対象となる。

※提出のあった事業計画を踏まえて、予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う

地域連携周産期支援事業（産科施設）

事業目的

産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続することで地域の他の産科施設の負担が軽減されるよう、財政的支援を実施することにより、地域の実情に応じた産科施設の役割分担を進め、周産期医療提供体制を確保することを目的とする。

事業概要

施設整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースを設けるまたは改修等

設備整備：妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等

（支給額）基準額と実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする（※１）

施設整備費

基準額		対象経費
１施設当たり	16,800千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な各部門の 新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門（診察室、病室等）

設備整備費

基準額		対象経費
１施設当たり	7,279千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費

（注）交付額は調整の上決定することもあり得る

支給対象

（支給対象）
- 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- 当該年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
- 当該年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。
- 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- 周産期母子医療センター運営事業、産科医療機関確保事業、分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）の交付をうける施設は対象外

※１　令和６年度の経費を対象とする予定。

※提出のあった事業計画を踏まえて、予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う

支給までのスケジュール（案）※都道府県によって事業開始時期は異なります。

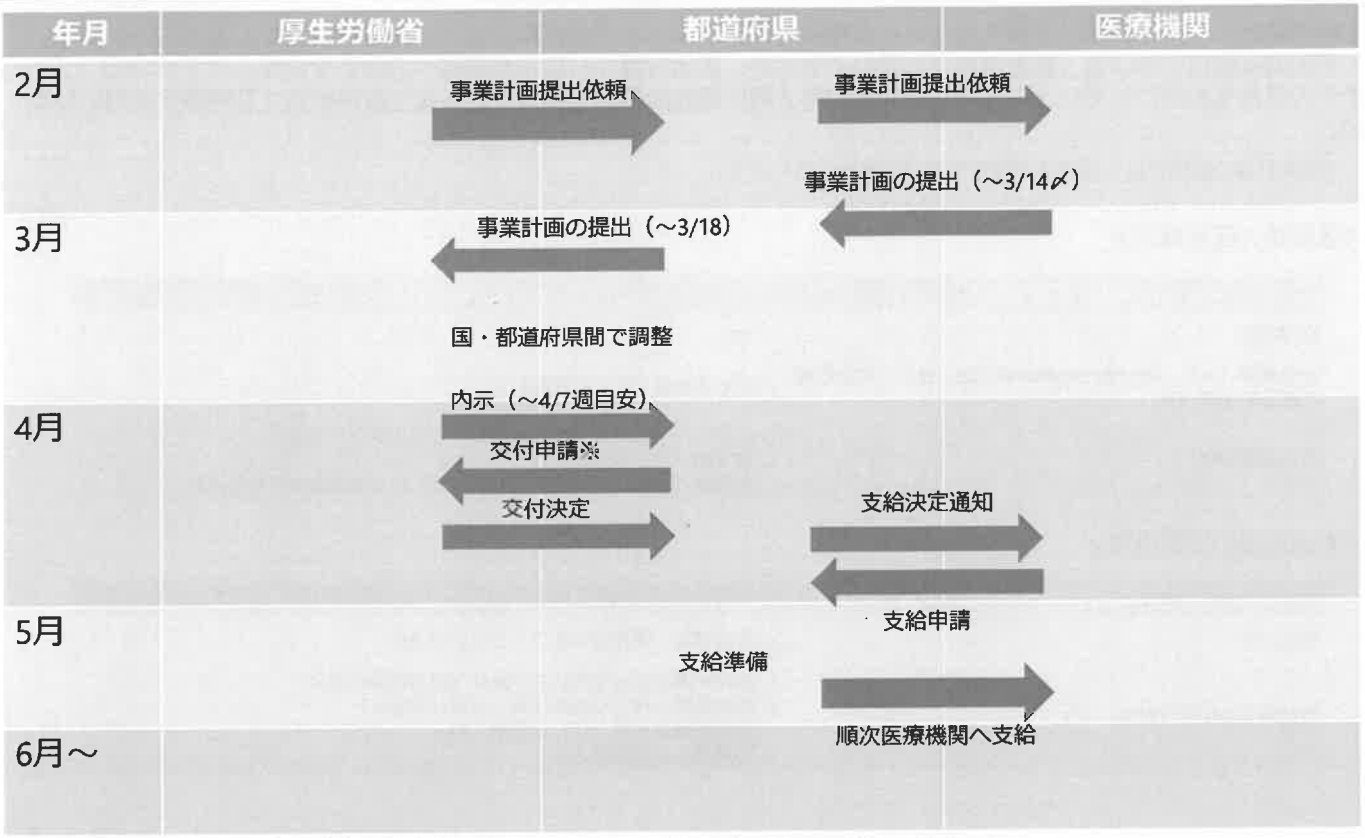

※交付申請以降は、都道府県毎に予算措置の状況が異なることから、予算措置がある都道府県から実施していく

医療機関から報告いただく事業計画の回答期限と回答項目（分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業）

・医療機関から都道府県の回答について、各都道府県より示される回答期日までに報告をいただくようお願いする。
・その回答期日について、都道府県毎に異なるものの、都道府県から厚生労働省への回答を令和７年３月18日（火）までの報告をお願いしていることから、**３月の第２週に都道府県宛に報告できるよう余裕をもって対応をお願いしたい**。

※事業計画の提出がない場合は本事業の給付対象外となります。

<各施設の回答項目：分娩取扱施設支援事業>

施設回答項目事項	留意事項
施設名称、施設区分	• 施設区分は病院、診療所、助産所からプルダウンで選択 • 施設区分に則って単価は自動入力
平成29年度から令和元年度、令和５年度の分娩取扱数	• 年間の分娩件数を入力すると、平均は自動計算 • 平成29年度以降に分娩取扱を開始した場合には注意書きに則って、比較対象期間と直近の分娩取扱件数の平均を記載

<各施設の回答項目：小児医療施設支援事業>

施設回答項目事項	留意事項
施設名称、施設区分	• 施設区分は小児中核病院、プルダウンで選択 • 施設区分に則って単価は自動入力
平成29年度から令和元年度、令和５年度の入院延べ患者数	• 年間の入院延べ患者数を入力すると、平均は自動計算 • 平成29年度以降に入院診療を開始した場合には注意書きに則って、比較対象機関と直近の入院延べ患者数の平均を記載
小児科部門の病床数、小児科部門の病床である根拠	• 根拠部分には、小児に係る特定入院料を算定している届出病床数等を記載 • 小児部門の病床数×25万円の金額（A）は自動入力
総事業費から収入額を控除した額（B）	• AとBの内少ないほうの額は支給申請額として自動入力

医療機関から報告いただく事業計画の回答期限と回答項目（地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設））

・医療機関から都道府県の回答について、各都道府県より示される回答期日までに報告をいただくようお願いする。
・その回答期日について、都道府県毎に異なるものの、都道府県から厚生労働省への回答を令和７年３月18日（火）までの報告をお願いしていることから、**<u>３月の第２週に都道府県宛に報告できるよう余裕をもって対応をお願いしたい</u>**。

※事業計画の提出がない場合は本事業の給付対象外となります。

＜各施設の回答項目＞

施設回答項目事項	留意事項
施設名称	• なし
総事業費（A）、寄付金その他の収入額（B）、対象経費の支出予定額（D）	• 差引事業費（C）は自動入力
分娩取扱期間	• 年間のうち分娩取扱のあった月数をプルダウンで選択 • 基準額（E）は自動入力 • 選定額（F）は、（C）（D）（E）のうち最少額を自動入力

＜都道府県の回答項目＞

施設回答項目事項	留意事項
補助方法	• 直接補助、間接補助をプルダウンで選択
都道府県補助額（見込）（I）	• 都道府県補助額を見込みで記載（間接補助の場合） • 直接補助の場合は記載不要（自動で黒塗り） • 国庫補助基本額（J）は自動入力 • 申請見込額は自動入力

医療機関から報告いただく事業計画の回答期限と回答項目（地域連携周産期支援事業（産科施設））

・医療機関から都道府県の回答について、各都道府県より示される回答期日までに報告をいただくようお願いする。
・その回答期日について、都道府県毎に異なるものの、都道府県から厚生労働省への回答を令和７年３月18日（火）までの報告をお願いしていることから、**<u>３月の第２週に都道府県宛に報告できるよう余裕をもって対応をお願いしたい</u>**。

※事業計画の提出がない場合は本事業の給付対象外となります。

＜各施設の回答項目＞　施設・設備で同様

施設回答項目事項	留意事項
施設名称	• なし
総事業費（A）、寄付金その他の収入額（B）、対象経費の支出予定額（D）	• 差引事業費（C）は自動入力 • 基準額（E）は一定 • 選定額（F）は、（C）（D）（E）のうち最少額を自動入力 • 申請見込額は（F）×補助率1/2を自動入力 • 申請時には、間接補助の場合には選定額×補助率1/2と、都道府県が補助した額を比較して少ない方の額が申請額となる

施設回答項目事項	留意事項
補助方法	• 直接補助、間接補助をプルダウンで選択
都道府県補助額（見込）（I）	• 都道府県補助額を見込みで記載（間接補助の場合） • 直接補助の場合は記載不要（自動で黒塗り） • 国庫補助基本額（J）は自動入力 • 申請見込額は自動入力

事業計画の提出における主なＱ＆Ａ
分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

【分娩取扱施設支援事業】

	質問	回答
1	平成29年度から令和元年度の間や、令和２年度から令和４年度の間、令和５年度以降に開設した施設の分娩取扱数はどのように考えますか。	下記のように分娩取扱数を比較してください。なお、既に開設していた施設が分娩取扱を開始した施設については、下記の「開設」を、「分娩取扱開始」と読み替えて差し支えありません。 • 平成29年度から令和元年度の間に開設した施設については、開設日から令和元年度までの平均と、令和５年度を比較 • 令和２年度から令和４年度の間に開設した施設については、開設日から令和４年度末の平均と、令和５年度を比較 • 令和５年度以降に開設した施設については、開設日から本事業実施要綱公布日（令和７年２月12日）までの平均と、本事業実施要綱公布日から申請日までを比較
2	令和５年度には分娩を休止していた施設や、令和７年度から分娩の取り扱いを止める予定の施設は対象となりますか。	令和６年度または令和７年度内（予定含む）に分娩取扱があった施設を対象とする予定です。
3	多胎や死産はどのように考えますか。	多胎は児の数につき１件（双胎であれば２件）と数え、妊娠22週以降の死産も児の数につき１件と数えてください。

【小児医療施設支援事業】

	質問	回答
1	小児の入院延べ患者数の計上方法と確認方法を教えてください。	延べ患者数は人日で計上してください。数については医療機関からの申告数を用いて差し支えありませんが、別途報告される数値がある医療機関についてはそちらとの整合は確認してください。
2	「専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数」の『専ら』の具体的な基準は何ですか。	「専ら」については、例えば小児慢性特定疾病医療支援の対象など、15歳以上であっても小児科で入院するケースを想定しています。
3	「小児科部門の病床数」はどのように考えますか。	算定している小児に係る特定入院料など、小児科部門の病床である根拠を医療機関に記載してもらうことを想定していますが、該当がない場合には、医療機関内で取り決めている小児科が利用できる病床数など、医療機関からの申告を用いて差し支えありません。
4	「小児科を専門とする病院」とは具体的にどのような病院ですか。	本事業においては、「専ら小児を診療している病院」とします。（例、「小児科単科の病院」、「病院全体の入院患者のうち大多数が小児である病院」など）

事業計画の提出における主なＱ＆Ａ
地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）・（産科施設）

【地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）】

	質問	回答
1	「今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や取組に関する計画を提出すること」について計画の様式はありますか。	別途様式があります。内容は下記です。 １．今後の分娩取扱の継続予定 ２．分娩取扱に関する他施設との連携有無、都道府県との連携有無 今後も分娩取扱を継続予定である施設を対象とします。
2	いつの経費が対象となりますか。	令和６年度の経費を対象とする予定です。

【地域連携周産期支援事業（産科施設）】

	質問	回答
1	対象は令和６年度に分娩取扱を止めた施設のみですか。	過去の分娩取扱の有無については規定していません。
2	いつの経費が対象となりますか。	令和６年度の経費を対象とする予定です。